



ソメイヨシノ  
(東金市の花)

〒297-0024 茂原市八千代 2-10  
千葉県教育庁東上総教育事務所  
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143  
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp  
第1号

平成28年4月27日(水)発行

## 「子どもたちの笑顔」を原点に

いよいよ新学期が始まりました。暖かい春の日差しに誘われて、草木が花開き、進級・進学喜びに心躍る子どもたちのうれしい気持ちを、さらに大きく膨らませてくれていることなのでしょう。

子どもたちは、それぞれに新たな目標をもち、夢を抱き、学校生活を送っていることと思います。この子どもたちの活気に満ちた明るい声がいつも校舎に響きわたり、笑顔が溢れる充実した一年としていく、このことこそが、私たち教職員に課せられた最大の使命です。

平成28年度の「東上総教育事務所の重点目標」を、以下のとおり設定しました。

### 「すべては子どもたちのために」

#### 適正・正確な事務処理の推進

- ① 給与等の適正な執行
- ② 研修の充実
- ③ 学校事務の共同実施の充実



#### 人材育成と信頼される学校づくり

- ① 教育現場を重視した質と教育力の高い信頼される教職員の育成
- ② 教職員のモラルアップと不祥事の根絶
- ③ 安全・安心な学校づくりの推進



#### 「生きる力」の育成

- ① 学校経営・教育課程
- ② 研究と修養
- ③ 学力向上
- ④ 道徳教育
- ⑤ グローバル化に対応した教育
- ⑥ 生徒指導
- ⑦ 特別支援教育
- ⑧ 体育・健康・安全教育
- ⑨ キャリア教育・進路指導
- ⑩ 社会教育



「子どもたちの笑顔」を行動の原点に、児童生徒との信頼関係を構築し、家庭・地域との連携を深め、明るく活のある元気な学校を一緒に築いていきましょう。教育事務所は、何よりも学校現場の声に耳を傾け、全力で学校を支えてまいります。

「明るく ぶれずに 前向きに」

所長 横山 昌彦

## 東上総教育事務所は『SEC』で皆さんを応援します。

### Smile

明るくさわやかな笑顔で対応する。

### Speed

事案に応じて、「迅速な対応」を常に心掛ける。

### Expert

所員個々が自分の職務に責任と誇りを持ち、自己研鑽に努める。

### Service

それぞれの学校のニーズに応じた指導助言に努める。

### Support

管内の市町村教育委員会及び校長会との連携を重視する。

### Compliance

「CHIBA行動宣言！」を常時携帯し、意識の向上を図る。

### 総務課から

## 「平成28年度 初任等事務職員研修会」を開催しました

4月13日(水)に、東上総教育事務所総務課職員を講師に、第1回初任等事務職員研修会を開催しました。平成26年度以降に採用された事務職員(臨任事務職員を含む)及び市町村教育委員会担当者22名が参加し、熱心に受講されました。内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、27年度末から新しくなった給与システムについての説明がありました。今年度は「10年経験者等事務職員研修会」を新たに実施し、さらに事務職員の資質向上を図ってまいります。



## 管理課から

## 「教員免許更新制に係る受講・申請について」

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで確認！

旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）所持者で、平成28年度末35、45、55歳になる方（第7グループ）は、「修了確認」「免除」「延期」のいずれかを必ず申請してください。

「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限が免許を授与された日によって異なりますので、免許状の有効期限の確認を、お願いします。

申請をしない場合は、「教員免許状」が失効し、教員の職を失うこととなります。事務所での予備締め切りを9月30日としますので、可能な限り夏季休業中に更新講習の受講を済ますようお願いいたします。

書類がそろわない場合は、12月末日を目処に随時受け付けます。

○更新講習が修了したら、「修了確認申請」が必要です。

○育休・療休・看休・休職中であっても期限までに必ず申請してください。

○「新免許状」と「栄養教諭免許状」所持者は、免許状の有効期限が発行日から10年ですので御注意ください。

※「栄養教諭免許状所持者」も、昨年度から更新対象者がおります。



○臨任講師や非常勤講師についても更新制の対象となります。

○「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

○旧免許状所持者は、修了確認期限が「生年月日」で割り振られていますので確認してください。

## 指導室から

## 学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、「障害者に対して不当な差別的取扱いの禁止」や、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、「合理的配慮の提供義務」が課せられています。

公立幼稚園・認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校において、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた合理的配慮が提供されるために、まずは、以下の2点について取り組んでください。

### ① 法律に関する周知について

（例）千葉県教育委員会のホームページにある「学校における合理的配慮の提供について」を、学校のホームページにリンクさせる。県教育委員会作成のリーフレットの配布又は、内容について、学校だよりやPTA研修などで説明する。

### ② 合理的配慮の明記について

合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）により、合意形成をした経緯や内容、出席者（例：保護者氏名）等について、個別の教育支援計画に明記するとともに、確認印をもらう。



学校現場に役立つ！  
情報サーチ  
連載18



## 平成27年度道徳教育映像教材紹介

平成27年度に千葉県教育委員会では、千葉県で学ぶ子どもたちが、道徳性を高め、豊かでおおらかに自信にあふれた頼もしい人間に成長することを目指して、**中学生用の道徳教育映像教材**（DVD）を作成しました。

「生命尊重の態度を育成する観点」、「周りの人との信頼関係構築の観点」、「情報モラル意識の高揚の観点」から作成した授業用の映像教材とその映像教材を効果的に活用するための指導資料を作成し、平成28年2月末に県内のすべての中学校と、特別支援学校に配付しました。

### 【映像教材及び指導資料の特徴】

- 1 視聴後の授業展開を想定した長さ15分のミニドラマ3本（「お母さんのお母さん」「みんなで描く心の色」「手のひらの小さな世界」）収録。
- 2 映像を活用した道徳の授業の実践映像、それぞれの映像に対応した指導案、ワークシート、授業用提示写真を同時収録。

なお、小学生用の道徳教育映像教材については、平成23年度に7本、平成24年度に1本、計8本が作成され、授業等で活用されているところです。平成28年度にはさらに3本作成する予定です。



「お母さんのお母さん」の映像より